



南アフリカ、エスワティニ、レソトにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】

新型コロナウイルス情報(南ア:「調整された警戒レベル1」の規制内容の一部変更)3月23日現在

【本文】

1 3月22日のラマポーザ大統領の演説及び官報で、規制の一部が変更されたところ主な変更点は以下のとおりです。なお、「国家的災害事態」は、保健省が発表した規制案へのパブリックコメント(4月16日まで)にかかる手続きが終わり次第、終了する予定とされています。右終了までは、「調整された警戒レベル1」は維持されます。

(1) ワクチン接種証明書もしくは新型コロナウイルス検査陰性証明書がある場合、会場の収容人数の50%を超えての使用はできないが、収容人数の制限はない。

(2) ワクチン接種証明書もしくは陰性証明書がない場合、会場の収容人数の50%を超えての使用はできない。また、屋内では最大1,000人、屋外では最大2,000人に制限される。

(3) 学校を除き、少なくとも1メートルはソーシャルディスタンスを確保する。

(4) 屋内の行事ではマスク着用は必須。屋外ではマスク着用不要。

(5) 南アフリカへ入国する旅行者は、入国時にワクチン接種又は72時間以内のPCR陰性証明書を提出する必要がある。南アフリカから出国する旅行者は、目的地国の規則に従わなければならない。

2 上記(5)前段に関し、南アフリカに入国する旅行者は、以下のとおり変更となります。

●3月23日より、ワクチン接種を完了し、接種証明書を提示することにより、新型コロナウイルス検査陰性証明書は不要となりました。有効なワクチン接種証明書の条件については、公式に説明されていません。当館から空港検疫担当者に確認したところ、現時点では以下のような運用がされているとのことでした。

・医療機関で発行され、適切に記載されたワクチン接種記録や、国、政府が発行するワクチン接種証明書のいずれも有効。

・南アで承認され、使用されているファイザー社製、ジョンソン・エンド・ジョンソン社製ワクチンの接種は有効。WHOと連携し、ワクチン接種証明書発行国に適切に供給されたワクチンであれば、他のワクチンの接種も有効として扱う。

・上記は、今後詳細について保健省の正式な通達があれば、その通達に従うこととなる。

今後詳細について発表されるものと思われますので、最新情報は南ア新型コロナウイルスポータルサイトなどであわせてご確認ください。



<https://sacoronavirus.co.za/>

●ワクチン接種が完了していない方

日本から出発する際に、日本の空港の航空会社チェックイン時に、書類(PCR検査陰性証明書(出発前72時間以内に認定されている検査所で発行され、かつ検査を実施した医師名と署名が必要。5歳未満の子供のPCR検査は免除。))が必要です。

※ワクチン接種の有無に関わらず、健康質問票の登録、ホテルや住居情報、海外旅行保険、ホテル隔離の場合の資金(銀行残高等)などを厳格に確認される場合がありますので、事前に航空会社に確認してください。

この発表についての全文及び関連の官報は以下をご参照ください。

・大統領演説

<https://sacoronavirus.co.za/2022/03/22/statement-by-president-cyril-ramaphosa-on-progress-in-the-national-effort-to-contain-the-covid-19-pandemic-22-march-2022/>

・本件の官報

[https://www.gov.za/sites/default/files/gcis\\_document/202203/46078rg11411gon1915s.pdf](https://www.gov.za/sites/default/files/gcis_document/202203/46078rg11411gon1915s.pdf)

【参考】

○規制内容、出入国関連情報、医療情報をまとめたQ&A

当館Q&A(随時改訂)

<https://www.za.emb-japan.go.jp/files/100281536.pdf>

○当館領事窓口

当館は引き続き領事業務を行っています。当館領事窓口に来館される際には、お客様の来訪が密になることを回避するため、事前にご連絡をお願いします。

\*メール: [consul@pr.mofa.go.jp](mailto:consul@pr.mofa.go.jp)

\*電話: +27 12 45 2 1500

なお、戸籍の出生届等早急に届出を必要とするものは郵送でも可能ですのでご連絡ください。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届(3ヶ月以上の滞在)の届出、またはたびレジ(3ヶ月未満の滞在)の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。



**在南アフリカ共和国日本国大使館**  
Embassy of Japan in South Africa

※南ア、レソト、エスワティニ政府が所管する情報は予告なく変更されたりする場合がありますので、政府の公式なホームページ等より最新の情報入手に努めてください。

\*\*\*\*\*

【問い合わせ先】 在南アフリカ日本国大使館

HP : [http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

住 所: 259 Baines St、Cnr Frans Oerder St、Groenkloof、Pretoria

電 話: +27 12 452 1500 領事・警備

メール: [consul@pr.mofa.go.jp](mailto:consul@pr.mofa.go.jp)

\*\*\*\*\*